

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○令和3年度一般会計予算（内閣提出、衆議院送付）

○令和3年度特別会計予算（内閣提出、衆議院送付）

○令和3年度政府関係機関予算（内閣提出、衆議院送付）

（略）

○委員長（山本順三君） 次に、進藤金日子君の質疑を行います。進藤金日子君。

○進藤金日子君 自由民主党の進藤金日子でございます。

質問の機会をいただきまして、委員長、理事の皆様、委員の皆様へ感謝申し上げたいというふうに思います。早速質問に入りたいと思います。



総務省は、3月12日に、株式会社東北新社メディアサービスに対する放送法第93条第1項の認定の取消しに当たっての聴聞を3月17日に開催することを公表しまし

た。認定基幹放送事業者の認定取消しを行うという前代未聞の重大な事態になっております。

本件の概要を簡単に紹介いたします。

放送法の規定に基づき衛星基幹放送の業務を行おうとする者は、外国人等の議決権割合、いわゆる外資比率が5分の1未満、20%未満という要件があり、株式会社東北新社は、この要件を満たしているとして総務省に申請し、認定を受けました。その後、子会社の株式会社東北新社メディアサービスに地位を継承しました。しかし、総務省が事実確認を行ったところ、認定申請時と認定時における外資比率が20%を超えていたことが判明し、本来であれば認定どころか申請すらできない状況であったことが確認されたものであります。したがって、地位を継承した子会社への認定を取り消そうという事案でございます。

本日は株式会社東北新社の中島社長に参考人として御出席いただいておりますので、中島参考人にお尋ねします。事実関係を簡潔にお答えいただければというふうに思います。

株式会社東北新社は、認定の申請段階で外資規制違反の事実を認識していたのかどうか、また、外資比率を計算するためにどのようなチェックを行っていたのか、お聞きいたします。

○参考人（中島信也君） 東北新社の代表取締役社長の中島信也でございます。

貴重なお時間をちょっといただきまして、少しおわびを申し上げます。

まず初めに、今回、当社において外国人株主の議決権が放送法に定める欠格事由に該当するにもかかわらず誤って申請を行ったこと、また、総務省関係者の不適切な会食で様々な疑念を持たれることに至りましたことにつきましては、番組を楽しみにいただいているお客様、お取引先、投資家の皆様を始め、多くの関係者の方々に多大なる御心配と御迷惑をお掛けしておりますことを心より深くおわび申し上げます。

既に当社において社外の専門家を含む特別調査委員会を立ち上げまして、中間報告の結果に基づいて前社長が引責辞任し、さらに関係者を処分いたしました。更に真相究明を進め、二度とこのような不適切な行為が行われないよう、再発防止に努めてまいります。新たに経営を預かる者として、当社グループの信頼回復に全力で努めてまいります。

本日は、私自身が2月末に社長に就任し、また、これまで衛星放送に関わる業務を行っていなかったことから現在も鋭意勉強中ではございますけれども、これまでの特別調査委員会の調査に基づいて、私が認識し、理解できている範囲で可能な限りお答え申し上げたいと思っております。

その上で、御質問にお答え申し上げます。

申請段階で当社が外資規制違反の事実を認識していたのかどうかということなのですが、2016年10月に申請したBS左旋4Kに関する御質問のことだと思うのですが、その時点においては認識しておりませんでした。

また、外資比率の計算は担当者が行っていましたが、別の者がチェックする体制となっていなかったとの報告を受けております。この点は本当に大変反省しており、体制の改善を進める所存でございます。

以上、お答えいたしました。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

外資規制違反の事実の認識不足ということと、外資比率を計算、そのチェックができていないまま申請したということとであります。放送法を熟知している上場企業として、申請の欠格事由である外資規制に対する認識が甘過ぎるということだと思います。極めて遺憾であります。

次に、政府参考人にお尋ねいたします。

株式会社東北新社の認定申請を受けた総務省側としては、外資規制についてどのような審査をしていたのか、お聞きします。

○政府参考人（吉田博史君） お答えいたします。

衛星基幹放送事業者の認定に係る外資規制の審査は、申請する者が申請書の欠格事由の有無について申告をし、総務省において申告が行われたチェック欄を確認することにより行われております。2017年1月の東北新社のザ・シネマ4Kの業務に係る認定時においても、このような方法により確認をしております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

今お答えいただきましたように、その申請様式、私も見ましたけれども、欠格要件があるかないかをレ点でチェックするのみなわけでありませう。このレ点を確認するだけの審査ということでありませう。

2016年10月17日の申請に当たりまして、申請の半年前である同年3月31日の有価証券報告書では、外国人等の株式数の割合が法定要件の20%を超える20.28%となっているにもかかわらず精査しなかった、そもそも精査する仕組みになっていなかったということだというふうに思っています。余りにも性善説に立った申請システムではないか、また、総じて審査がずさんであったと言わざるを得ないのではないかというふうに思っています。

次に、武田大臣にお尋ねいたします。

総務省として、重要な外資規制に関してずさんとも言える申請と審査が行われたことについて、御見解をお聞きいたします。

○国務大臣（武田良太君） 放送法では、外国性排除の観点から、衛星基幹放送事業者について、外国人等が直接的に占める議決権の割合が20%以上となることを欠格事由として



あります。このような重要な規律である外資規制に対する違反について、株式会社東北新社の申請書におけるミスが主たる原因であるとはいえ、認定当時のプロセスにおける

総務省側の審査も十分でなかったと考えており、こうした事態が生じたことを重く受け止めております。

こうした事態を二度と起こさないよう、総務省における審査体制の強化についても検討してまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 大臣、ありがとうございます。

次に、中島参考人にお尋ねいたします。

株式会社東北新社としては、今、先ほどお答えありましたように、自ら申請時のミスを認めているわけでありませうが、いつの時点で外資規制に違反していることに気付かれたのか、また、気付いた後に総務省にはいつどのように報告したのか、お聞きいたします。

○参考人（中島信也君） お答えいたします。

株式会社東北新社としては、自ら申請時のミスを認めているということなんです、2017年8月4日に、当社関連三チャンネルを当社一社に承継すべく申請書を作成している過程で担当者が当社の外資比率に気づき、それに伴い、4Kの認定について外資規制に違反しているおそれがあることに気付いたという報告を受けております。

また、気付いた後、8月9日頃に、いただいております。

4K認定について総務省の担当部署に面談し、報告したとの報告を受けております。

以上、お答え申し上げます。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

8月9日頃にこの総務省の担当部局に報告したということですが、これ、外資比率がこの法定の欠格事由に抵触するという重大な局面、これ何らかの文書か何かで報告するというのが通常だというふうに思いますが、そこを少し確認したいと思います。

政府参考人にお尋ねいたします。

総務省としては、株式会社東北新社から外資規制に抵触する旨の報告を受けた事実があるのかどうか、お聞きいたします。

○政府参考人（吉田博史君） お答えいたします。

東北新社からは、私どもに対しても、2017年8月に外資規制に抵触する可能性があることを確認した後、総務省の担当にその旨を口頭で伝えたことと記憶している旨の回答が私どもに対してもございました。

この回答を受けまして、当時の総務省の担当に私どもも確認をいたしました。当時の総務省の担当者によりますと、外資規制に抵触する可能性がある旨の報告を受けた、東北新社から受けた覚えはない、そのような重大な話なら覚えているはずであり、また口頭で済むような話ではないのではないかと認識であるとのことでございました。また、総務省でこれまで確認している範囲では、当時の文書やメモでそのような報告を受けたという者はございませんでした。

なお、東北新社様に対しても、総務省に口頭で伝えたことについてのメモ等はあるか確認を私どもも以前いたしました、そういうものはないということでもございました。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

総務省は、報告を受けたこの当時の担当者、覚えがないということでありませう。また、関連文書もメモも残っていないということでありませう。まさに、こうなりますと、言った言わないということになるわけでありませうけれども、武田大臣にお尋ねいたします。

株式会社東北新社とそれから総務省の双方とも外資規制に関する認識が甘く、審査体制もずさんな中にありまして、総務省は株式会社東北メディアサービスの認定を取り消す方向でございますが、この外資比率の報告に関する認識にこれ双方ともそこがある中にありまして、総務省として今後どのように本案に対し決着を図るつもりなのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣（武田良太君） 国会でこれまでも御指摘のあった衛星基幹放送の業務を行おうとする者の認定に関し行政がゆがめられたのではないかと疑念に答えるべく、検事経験者を含む第三者の有識者で構成する検証委員会を今週中に

立ち上げる予定となっております。

客観的、公正に検証いただけるよう、具体的な検証内容や方法については委員会で御審議をいただくこととなりますが、ただいまの御指摘についても、委員会に御報告の上、御審議いただくことになると考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

本件は、通信行政、放送行政の信頼に関わる重大な事案であります。私自身は、本件に関するポイントは二つあるというふうに捉えております。

まず一つ目は、既に明らかになっている総務省幹部への接



待等との関連で、行政がゆがめられることがなかったのかという点であります。これは、国民の皆様が納得できるように、透明性を確保した上で、

第三者の、今大臣言われました第三者の検証委員会で徹底的に解明して結果を公表して明らかにしていただきたいと思っております。こうであろうとかといった予見だとかシナリオを決め付けることなく、第三者のこの検証委員会の方々が静かな環境の中で集中して、ある意味冷徹に徹底的に検証、解明することが重要だと考えます。

また二つ目は、本件にかかわらず、総務省として、許認可等に関する審査の在り方についてチェック体制を含め徹底的に見直すことであります。これは、デジタル技術も活用して、本件のように申請時のミスを未然に防止することも含めて検討いただきたいというふうに思います。

武田大臣におかれては、徹底的な解明と再発防止策の策定に責任を持って御対応いただきますようお願い申し上げます。

さて、長引くコロナ禍が農林水産業や食品関連産業、中でも外食部門に与えている影響は大きなものがあります。また、多くの食料を輸入に頼っている我が国にとって、今回の新型コロナウイルスのような新たな感染症は大きなリスクであります。

国土審議会におきましても検討されている国土の長期展望中間取りまとめにおいて、我が国の長期的なリスクとして食料確保が位置付けられております。

お手元の資料1を御覧いただきたいと思っております。(資料提示)

最近、穀物の国際価格が上がりつつあるわけですが、穀物等の国際価格を左右する要因を整理しております。基礎的な要因と近年大きな影響を与えている要因とに分けて、需要と供給の両面から各種ファクターを整理しております。最近、この図の供給側に新型コロナウイルス感染症等のパンデミックの発生が新たに加わりました。今回のパンデミックでは、実際にウクライナ等で小麦の輸出規制が実施されたわけがあります。

こうした状況を念頭に、我が国の食料自給率を深掘りしま

す。お手元の資料2を御覧いただきたいと思っております。

カロリーベースの食料自給率の変化であります。昭和40年、1965年には73%でしたが、令和元年、2029年は38%になりました。54年間に約半分に減ったわけであり、日本人一人一日当たりの総供給熱量は変わりませんが、米が半減し、畜産物が3倍、油脂類が2.5倍に増えております。このことで自給率半減の説明が付くわけであり、

昨年閣議決定された食料・農業・農村基本計画では、令和12年までにカロリーベースの食料自給率を45%に引き上げるという目標を掲げております。

そこで、食料自給率目標の達成に向けて、食料自給率を引き上げていく具体的な方策を野上農林水産大臣にお聞きいたします。

○国務大臣(野上浩太郎君) お答え申し上げます。

食料の安定供給は国家の最も基本的な責務の一つであり、今お話ありましたとおり、昨年決定されました食料・農業・農村基本計画におきましては、令和12年度にカロリーベースで45%、生産額ベースで75%に引き上げる目標を設定しております。



そのような中で、今般のコロナの状況も踏まえて、輸入品からの代替が見込まれます小麦や大豆等の国産農産物の増産ですとか、あるいは加工

食品、外食、中食向け原料の国産への切替え、また、輸出にも対応した畜産物、リンゴ、ブドウ、イチゴなどの果実等の増産、また、加えて、生産基盤を強化するとともに、荒廃農地の発生防止や解消による農地の確保、担い手の育成確保を推進をして、さらに、食と環境を支える農業、農村へのやはり国民の理解の醸成というものが需要でございますので、官民共同で新たな国民運動の展開などを通じて食料自給率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 野上大臣、ありがとうございます。

食料自給率の向上を図るためには、具体的に資料2の図の中の白の、白いところですね、白色の部分に青に変えなければならないわけですね。そして、黄色の部分、これは国産の畜産物でも輸入飼料による生産部分で、これは自給率にカウントしません。つまり、この黄色の部分も青色に変えていかなければならないわけであり、言うまでもなく、何を食べるかの選択は国民の皆様のご自由であります。少なくとも、現在の食生活を大きく変えることなく自給率の向上を図っていくのが現実的な方法だと思っております。

私は、目標である令和12年の姿を資料2の絵に示して、青の面積が45%になるには品目ごとに何をどこまで引き上げるのか、その姿にするためにはどういうことをしなければいけないのか、まさにバックキャスト型での政策展開でない

と目標は達成できないと思います。これまでと同様な手法では、これまでと同様に目標は達成できません。

そこで、資料3を御覧ください。

白色と黄色を青に変える政策を資料の右に整理してみました。これらは全て現在実施されている制度であります。ここでは主に供給側の対策、いわゆる自給、食料自給の力、自給力を高める政策を列記しております。需要側の政策は4の②にありますように、食育の推進、国産農産物消費拡大対策などです。

私自身最も危惧するのが、国産の農産物の需要があるのに国内の生産体制の弱体化で需要に見合う供給ができなくなることであります。これにより、結果的に輸入に頼らざるを得なくなり、輸入の増加により更に国内の生産体制が弱体化していく、まさに負のスパイラルの中で自給力も自給率も双方が落ち込むという、これは取り返しが付かなくなるわけでありです。

私は、現在の農政を食料安全保障政策推進の観点から体系を見直すべきで、例えば私が今示したような体系で、都市の方々を始め、国民の皆様方に丁寧に説明をし、理解を得ていく必要があると考えております。これ、今、野上大臣も御指摘になりました。やはり国民の皆様にご理解いただくことが重要だと思います。広く国民の皆様にご理解いただくには説明の仕方に工夫が必要だと今私は提案しているわけでありです。

そこで、食料安全保障の観点からの農政の推進について、野上農林水産大臣にお聞きしたいと思います。

○**国務大臣（野上浩太郎君）** 今お話ございましたとおり、品目ごとの国内需要に応じて国内生産を拡大していくということが重要だと考えております。

水田という我が国の生産資源、これを最大限に活用をして、輸入の割合が高い麦、大豆あるいは飼料用作物等の生産活動拡大を図るために、現在、水田活用の直接支払交付金ですとか、麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト等の支援を講じるところでありますが、これらの取り組みは食料自給率の向上あるいは食料安保の強化につながると考えております。

そして、今後とも、今御提案あったとおり、国民の皆さんが理解が得られる形で施策の分かりやすい説明をしていくということ、極めて重要だと思いますので、そのように努めてまいりたいと考えております。

○**進藤金日子君** よくこの人間が食べれる米に飼料用米として補助金を出して、結果として米の価格を高止まりさせ、国民に負担を強いるのは愚策であるという意見を聞くわけですが、政府におかれましては、飼料用米を始めとした米政策関連の制度や予算は食料安全保障の観点から講じられているということを是非とも御理解いただき、これら制度の充実と予算の確保を強くお願いしたいと思っております。

少し視点を変えます。

資料4を御覧ください。令和元年、2019年の我が国の農林水産物の輸入の状況であります。カロリーベースの食料自給率に大きな影響を与えているトウモロコシ、大豆、小麦を見ると、どれも米国、ブラジル、カナダ、豪州といった遠い国から輸入されております。重いものを遠くから運んでくるわけでありです。

続いて、資料5を御覧ください。この輸入される大量の食料の消費により世界の環境に悪影響を与えているという資料であります。左がバーチャルウォーター、右がフードマイレージという概念であります。右のフードマイレージは食料輸送に伴う二酸化炭素排出を見える化したもので、重さと距離を掛け合わせたものであります。我が国は重い穀物等を遠い国から運んでおりますので、フードマイレージが本当に多くて、地球環境に負担を掛けているという評価もあるわけでありです。

そこで、今後、2050年カーボンニュートラルに向けて各種取り組みを加速的に進めていく必要がある中で、食料安全保障と地球環境問題との関連についてどのように考えるか、小泉環境大臣にお聞きいたします。

○**国務大臣（小泉進次郎君）** おはようございます。

進藤先生御指摘のとおり、地球環境問題と食料安全保障は極めて密接な関係があると思っています。特に、カロリーベースで約4割の自給率の日本としては、今、進藤委員が御指摘のバーチャルウォーターが非常に輸入が大きく、そしてまた、遠くから運んで輸入しますから、そのフードマイレージも長い、こういったものをやはりいかに小さくしていくか、短くしていくか、この鍵は地産地消にあります。



今、環境省としても、地域で循環する経済圏をつくる、地域循環共生圏という発想をやっていますが、農水省の方では、みどりの食料システム、こういった政策は方向性として非常に関係するところが深くありますので、改めてこの機会に国民の皆さんに、菅総理が2050年カーボンニュートラルと宣言されて、何か方向性は出たけど、我々一人一人って何ができるんだろうと、そういうときに、是非地産地消をお願いしますと、食品ロスも削減しましょうと、こういったところも一人一人ができるカーボンニュートラルに向けたライフスタイルだと思います。

○**進藤金日子君** 小泉大臣、分かりやすい御答弁ありがとうございました。小泉大臣には、引き続き環境政策に強力に牽引いただきたいというふうに思います。

現在、農林水産省が主体となって策定作業を進めている、今、小泉大臣御指摘のみどりの食料システム戦略、これは極めて重要であります。是非とも環境省始め省庁の連携を更に強化いただき、オール霞が関でみどりの食料システム戦略の策定と実行に取り組んでいただくことを強く希望いたします。

す。

さて、ここまでの一連の質疑をお聞きいただき、食料安全保障確立に向けた政策推進について、菅総理のお考えをお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 食料の安定供給は国家にとって最も基本的な責務であると、このように認識しています。この責務を果たすためには、まずは国内の農業を成長産業として育成し、生産を拡大していく、このことが必要だという考えです。



これまで進めてきた農業の改革は、意欲と能力のある農家が自らの経営判断で作物を自由に選択できるようにするものであります。長期的な需要

が減少している米から輸入依存度の高い麦や大豆等への転換に取り組む産地を支援し、輸入から国産へ切替えを進め、国内の生産量を増大させていきたいというふうに思います。

さらに、農産品の輸出拡大は、農家の所得を引き上げると同時に、我が国の生産余力を向上させるものであると考えます。

こうした施策を着実に推進することで食料安全保障の確立をしっかりと図っていききたい、このように思います。

○進藤金日子君 菅総理、ありがとうございます。

農は国の基であります。農家の方々には国を支えているという誇りと矜持があるわけでありまして。こうした思いに応えるべく、今総理がおっしゃいましたように、しっかりと食料安全保障政策の推進、お願いしたいというふうに思います。

少し、ちょっと時間の関係もありますので、質問を飛ばしていきたいと思います。

農山漁村地域の振興対策に移りたいと思います。

昨年12月21日に第二期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。資料7を御覧ください。総合戦略の横断的な目標に掲げられている、地方に人材を派遣する制度の一覧であります。

私は、地方創生の取り組みの大きなポイントは、多様な人材が事情の異なる全国の各地域で生き生きと活躍できるようにすることだと思っております。

そこで、地方への人材供給政策の現状と今後の見通しについて、坂本地方創生担当大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣（坂本哲志君） 委員おっしゃいますように、やっぱり地方を活性化させるのは人材である、そして人材が運ぶやはり知識である、知であるというふうに思います。ですから、地方創生のために、私たちは、この人と知の流れをどうやって地域の方、地方の方に創出していくかと、これを最も重視をして今政策を進めているところでございます。

そのために、例えば、民間やあるいは霞が関の方から地方

自治体やその他の方に人材を派遣する地方創生人材制度、それからもう一つは、中央のプロフェッショナルを地方の企業に派遣しようということで、それぞれの県でプロフェッショナル拠点、人材拠点というのを持っておりますので、ここを活用しながら地方の方にプロフェッショナル人材を派遣するプロフェッショナル人材戦略事業というのがあります。



それからもう一つは、地域の、地方の財務内容を一番よく知っているのは地域の金融機関、地方銀行でございますので、この地域金融機関が中心

になって人材を持ってきて地方の中小企業の方に充てていく、こういう先導的人材マッチング事業というのをつくっております。

さらには、ふるさと納税はこれまで納税だけでありましたけれども、それに人材も充てようということで、納税をそのまま企業が派遣する人材に人件費として充てられるというような制度もつくっております。

先生お取り組みの、委員お取り組みの農業につきましても、農業の六次産業化につきましても、サポート人材を充てようということで、福島県の南相馬市やあるいは鹿児島県の知覧町、こういったところでは実績をつくっております。

そういうことをやりながら、一方の方で、やはりこういった政策がそれぞれ各府省それぞれのところでやられておりますので、これをやはり総合的に政策を共有しようということで、先月、関係府省庁連絡会議というものを立ち上げたところでございます。

そういった各府省庁との連携も取りながら、総合的にこれから、地方に対する人材の派遣あるいは知の派遣、そういったものを進めて、地方創生を進めてまいりたいというふうに思っております。

○進藤金日子君 大臣ありがとうございます。

少し時間の関係ございまして、恐縮でございますが、菅総理にお尋ねしたいと思います。

やはり農林水産業、林業政策と水産政策、これ極めて重要であります。この森林・林業政策に懸ける意気込みと水産政策に懸ける意気込み、一括して、総理、是非ともお答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○内閣総理大臣（菅義偉君） まず、我が国の森林は、国内の木材需要を大幅に上回る豊富な資源量を有しているにもかかわらず、担い手が不足している、十分な管理も行われず放置されている例が目立っています。こうした状況を打破するために、70年ぶりに林業改革を行いました。また、漁業改革も同じく70年ぶりであります。

そういう中で、特に森林については、森林バンクを創設し、意欲と能力のある事業者に経営を委ねることを可能としました。所有者が不明な森林であっても、市町村が最長50

年権利を取得し、その経営を事業者に委託できるようにしました。

今後、これらの取り組みを実施をして、林業を地域の核となる成長産業としていきたいというふうに思います。

漁業で、ついてであります。

かつては世界第1位でありました。我が国の漁業生産量は現在は8位であります。世界の生産が30年間で約2倍に拡大する一方で、我が国はピーク時の今3分の1であります。世界では生産量の約5割が養殖であり、日本は現在2割にとどまっています。

こうしたことを打破するために、70年ぶりの漁業法改正を前安倍政権で行いました。養殖について、都道府県知事の免許により新たな民間企業の参入をやすくし、また、沖合での大規模養殖を導入し、生産量の拡大を図っております。ITを活用して漁獲報告を義務付けて資源回復をしっかりと行うことで今後の漁獲量の増加につなげていきたいというふうに思います。

こうした取り組みによって、水産業を若者にとってやりがいのある魅力的な成長産業と、育てていきたい、このように思います。

○委員長（山本順三君） 時間が来ています。

○進藤金日子君 どうもありがとうございます。終えさせていただきます。

○委員長（山本順三君） 以上で進藤金日子君の質疑は終了いたしました。（拍手）

